

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (四)

——支配違江懸る出入を中心として——

石尾芳久
藤原有和

伊兵衛地借

難波出入

訴詔人 太助

織田主水様御領分

摂州嶋下郡味舌下村

元庄屋

相手 孫右衛門

頭庄屋

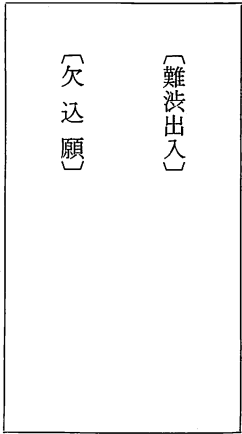
同 策次

乍恐以書付御訴詔奉申上

本所松井町式丁目

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (四)

九七 (九七)



〔難波出入〕

〔欠込願〕

年 寄

同 喜 六

百 姓

同 豊 三 郎

右訴詔人太助奉申上ハ前書味舌下村百姓東三郎儀者私旧縁之ものニ御座ハ所同人義子年中私方江便参り申聞ハ者右相手之者共馴合悉ク悲分之取斗を以身上向横領可致手段ニ而彼是難題而已被申掛住所ニ迷ハひハ様取工ニ當時可行方も無之趣ニ而私方江罷越相歎ハニ付同年十一月中私代人を以彼地江差遣相手之もの共江東三郎義私方江便参り申聞ハ始未及懸合ハ所不法之儀而已申張取敢不申依之無詮方立帰リハ間猶又当三月中私罷登り其節も前同様東三郎儀止宿致ハ段ハ断置一躰之始末承知仕度存夫々及懸合ハハ外不法我意申募更ニ実否も不申聞自儘之挨拶致居ハ間然ル上者無余儀出訴可仕段相届性名書差出ハ様申聞ハ所乱妨之所業ニ而私を打擲ニおよハ心外ニ者存ハ得共右様不法之者共彼是申争ハハ却而何様之患苦

を請可申茂難斗存其場者程能申成帰府仕ハ然ル所東三郎義村方人別除帳ニ相成ハ趣及承奉驚入ハ一躰東三郎身分之儀者私方ニ止宿致ハ段ハ断置ハ所一応之懸合も無之欠落もの杯与取工ニハ者相手之者共一同馴合俄ニ取拵ハ儀与奉存ハ且又東三郎母貞広義も可便もの茂無之上者往々同人并東三郎妻ニ至迄私方へ便参ハ者眼前之義与何共路頭ニ迷ハひハ義者歎敷存ハ得共左ハ而者困窮之私永々東三郎留置ハ而已ならず猶又家内多之者共不殘私方へ便参ハハ様成行ハ而者貧窮之私營方之手段無御座ハ右様取斗ハ而者私江而已難渋相懸ハ義ニ而甚迷惑至極ニ奉存ハ前書之通東三郎義私方江便参り止宿為致置ハ義再応急度相断置ハ所右様欠落致ハ趣等御地頭所へ被申立ハ而者私義是迄引合置ハ詮無之殊ニ彼地へ罷越及懸合ハ而も不法而已申募り打擲等およハハ段難得其意取斗方畢竟相手ハの者共義一同馴合取拵ハ義ニ而無謂私迄難渋相懸片時も難打置甚心外至極奉存ハ間無是悲今般御訴詔奉申上ハ何卒以 御慈悲相手之者共被召出敵敷御吟味之上私義彼地

江罷越ハ節及不法ハ始末并東三郎義ハ引合置ハ通村方江
引取私身分江迷惑不懸様被仰付被下置度偏ニ奉願上ハ以
上

嘉永六丑年

本所松井町式丁目

七月

伊兵地借

長門印
豊前印
中務印
撰津印

撰州嶋下郡味舌下村

訴詔人 太 助
家主 伊 兵 衛

御奉行様

如斯目安差上ハ間致返答書来寅正月廿五日評定所江罷出

可対決若於不参者為曲事も也

右

丑十一月六日 播磨印

対馬印

伊予印

御用方無加印

左衛門

加賀印

御用方無加印

河内

御用方無加印

土佐

五人組
年 寄
名 主

孫右衛門
策 次
喜 六
豊 三 郎

右御尊判丑十一月廿一日夕方ニ大坂寫町巷丁目郷宿山鶴
江着致し翌廿二日相手村方へ差遣ハ書面之写左之通

覚

摂州嶋下郡味舌下村

覚

元庄屋

一当村元庄屋孫右衛門并頭庄屋策次年寄喜六百姓豊三郎

相手 孫右衛門

ノ四人元当村東三郎一条ニ付此度御尊判明廿三日持参

頭庄屋

以而罷被越趣案内状之通致承知以以上

同 策 次

丑十一月廿二日

味舌下村

年 寄

庄屋

同 喜 六

甚 兵 衛

百 姓

江戸本所松井町式丁目

同 豊 三 郎

太助殿

一其御村東三郎一条ニ付御尊判持参ニ付明廿三日四ツ時

一十一月廿四日早朝ノ御尊判持参ニ而相手村方江罷越御

持参可致以間右相手御呼寄置可被下以右案内状ニ御座

尊判相渡以故相手村方ノ拝見書取之右文面左之通

以以上

拝見書一札之事

丑十一月廿二日

本所松井町二丁目

一我等村方元庄屋孫右衛門外三人相手取難淡出入播磨守

太 助

様御番所江出訴被成来寅年正月廿五日御差日之 御尊

味舌下村

判頂載相附奉恐入承知奉畏以尤右目安墨付汚等無御座

御役人中

以 御尊判儀者我等方へ御預ケニ相成慥奉預リ以且又

右之通書面差遣以所先村ノ差越以請取書左之通

御差日四日以前致答書前書 御尊判持参ニ而着御届ケ

可致旨被 仰聞是亦奉畏の依之拜見書一札仍如件

織田主水殿領分

撰州嶋下郡味舌下村

嘉永六丑年

頭百姓

十一月廿三日

小右衛門印

年寄

孫三郎印

庄屋

甚兵衛印

願人

太助殿

リハニ付則差遣ハ断書左之通

覚

一御村方元庄屋孫右衛門殿外三人衆中相手取 御尊判相

附ハ処目安文言中ニ削卷ケ所在之ハ段御心配之由太切

成 御品ニ付御尤之御儀右者我等頂載之節ハ承知仕ハ

義ニ御座ハ間為念書付差入ハ此段御安心可被下ハ事

江戸本所松井町式丁目

丑十一月廿四日

願人 太 助

撰州嶋下郡味舌下村

庄屋

甚兵衛殿

外年寄

頭百姓中

但右持參之節人数願人五人組供大坂宿屋ノ四人罷越ハ事
尤此節相手村ニ而酒飯差出シ格別饗応致ハ得共辞退致ハ
所強ク饗応致ハニ付酒二献斗リ請其余者断申大坂へ引取

ハ事

十一月廿三日御尊判相手村方へ持參仕ハ処翌廿四日御尊

判文言之内ニ削卷ケ所在之ハ趣にて断書致ハ呉ハ様頼ニ參

一御尊判相手方へ相渡ハ上帰国仕ハ義御届之書付左ニ記
置ハ通也

乍恐以書付奉申上ハ

一本所松井町式丁目家主伊兵衛地借太助奉申上ハ 私義

織田豊前守様領分撰州嶋下郡味舌下村元庄屋孫右衛門
外三人相手取難洩出入去七月中御訴詔奉申上_レ得者当
正月廿五日御差日之 御尊判頂戴仕彼地江罷越拜見書
取之去廿一日帰府仕_レ付乍恐此段御届奉申上_レ以上

右訴詔人

嘉永七寅年

太 助印

正月廿一日

御番所様

右之通帰国御届ケ奉申上_レ所御聞濟之上 御評定請ニ

翌廿三日罷出_レ処相手方申合可罷出様被 仰付_レニ付

同廿四日相手方罷出_レ刻限延引ニ付同日御評定請ニ相

成不申_レニ付相手方大イニ御呵リ請_レ然ル処 御上様

御憐愍之御利解ニ而願方御願人病氣之趣願人之家主

御断之願書奉差上_レ書付左ニ記置_レ通也

乍恐以書付奉申上_レ

一本所松井町式丁目家主伊兵衛奉申上_レ私地借太助義織

田豊前守様御領分撰州嶋下郡味舌下村元庄屋孫右衛門

外三人相手取難洩出入去七月中御訴詔奉申上_レ得者当
正月廿五日御差日之 御尊判頂戴仕彼地へ罷越拜見書
取之去ル廿一日帰府仕_レ付翌廿二日着御届奉申上_レ
然ル処右太助義持病□氣ニ而明廿五日 御評定所へ召
連難罷出_レ間何卒以御慈悲ヲ御猶予被成下置_レ様奉願
上_レ以上

嘉永七寅年

嘉永七寅年

右家主

正月廿四日

伊 兵 衛印

五人組

御番所様

和 吉印

右之通書付奉差上_レ而当日之処へ相濟申_レ也

差上申御請書之事

一私共儀明二日晝七ツ時刻限無遅滞初而可立合_レ而 御

評定所へ被 召出_レニ付訴詔方者証拠書物持参町役人

差添相手方へ返答書持参差添人江戸宿一同可罷出旨被

仰渡奉畏_レ若右刻限遅々仕_レハ、何様之曲事ニも被

仰付_レ依之差上申御請書仍如件

嘉永七寅年

二月朔日

本所松井町二丁目

伊兵衛地借

訴詔人 太 助印

家主 伊兵衛印

五人組 和 吉印

名主六右衛門煩ニ付代

浅 吉印

織田豊前守領分

摂州嶋下郡味舌下村

策次病氣ニ付代

相手 儀右衛門印

喜六病氣ニ付代

同 専次郎印

同 豊三郎印

差添人庄屋

甚 兵衛印

御番所様

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (四)

右之通御書付差上奉リ而当日ハ双方共引取申イヌ

一二月二日曉八ツ時ノ支度ニ而 御評定所御溜リヘ罷出

居ル所同六半時ニ御呼込ニ相成御評定所江罷出ル処相

手方ノ何角返答書奉差上ル処 御奉行様御一覽之上相

手方ヘ被仰ニハ其方共東三郎厚縁之者共故同人家出ニ

付江戸表ヲ尋ル処行衛不相知趣ニ而東三郎村方除帳ニ

致シ申上ル敷家出ニハ、同人之親類悉尋夫ニ付而

親類之続又者東三郎懇意之方迄行届ル様可尋之所江戸

表斗尋村方帳外ニ致シ者其方共厚縁申イ得ども何角

是ニハ子細有之様被存イ敷是ハ如何之心得ニシテ御調

御座ルハ、一言之返答無御座ル猶亦被 仰ニ者東三郎

儀南都ニ而出入有之節此方取調イヌ有敷東三郎義者

家出致イ様之者与者不存敷仰ニ御座ル而夫ノ願人ヘ被

仰ニハ其方東三郎与者如何之親類ニ有之与御調ニ付願

人ノ申上ル義者京都閑院之御宮御姫様 田安様ヘ御入

之節東三郎祖父山本越後与申者御附役ニ御当地江参リ

居ル被其節私伯母御当地江罷出居ルニ付其節ノ縁ニ

而東三郎与私者又従弟ニ御座い与申上い得者 御奉行様が夫なれバ慥成親類与被 仰い上相手方へ被 仰ニ者相手之者共宍人斗リニ而答申居い歟外之者返答有之ハ可申上与被 仰いへども外之者一言之申上無之ニ付其方共申答い義無之ハ相手方一同答ハ同意ニ有之い歟与御調ニ御座いへ者相手方答一同同意之趣申上いへ者御上様が双方御番所へ可出旨被 仰いニ付夫より南御番所様御溜江罷出暫之間相持居い所御呼出之上被為仰付い義ハ追而沙汰可致迄差扣居い趣被 仰聞いニ付当日ハ双方引取申い事

一 四月廿日御召出ニ付相手方同道ニ而御吟味 御役所へ罷出い処 御上様が被 仰聞い義ハ味舌下村孫右衛門外三人当地本所松井町二丁目太助が其村東三郎難波願致いニ付今日召出い孫右衛門其方儀者去ル子年真三郎が願之砌も織田豊前守家来ニ而所代官相勸居い而右願元庄屋孫右衛門ニ而請置此度太助が願ニ付而ハ所代官

相勸い義申上い而ハ 御上様を謀リい歟此義者急度調仕い与被 仰い然ル処願人江被 仰聞い儀者右願致いニ付而ハ相手方が名前書を取いハ、右躰之子細無之与被 仰いニ付願人が御答申上いニハ村方が姓名書差出不申いニ付乍恐姓名書取不申い而御詔奉申上い趣御返答仕い得者 御上様が左いハ、其子細可申出之処其義も不致い心得違之筋であらう与被 仰いニ付其段奉恐入い与奉申上い相手方孫右衛門初外三人共ハ 御上様が被仰聞い義ハ東三郎帰国致いハ、入牢為致い趣猶同人家財村方ニ自儘之取斗致い故相統難致夫ゆへ帰国不致太助方へ便り居い趣太助が出訴いたしい歟東三郎帰国致い上ハ入牢致させい杯与申儀ハ如何ニい与被 仰いへば相手方答ニ者決而右様之儀ハ不仕い与申上い所猶被 仰ニ者東三郎家財村方ニ自儘之取斗致い趣ニも相聞い歟其儀者如何ニい与被 仰いへば左様之儀者決而無御座い勿論東三郎帰国之上者家財聊無脚躰相渡可申い与奉申上いへバ猶又被 仰ニハ大坂 御奉行

之懸りも御座いニ付東三郎帰国ニ付而ハ以来入牢為致
い扨与申様之義ハ勿論家財之儀者箸耆本無脚躡相渡帰
国ニ付而者道中之間ニ而も聊患之儀無之様急度致い歟
如何ニい与被 仰いへハ相手方々奉申上い儀者東三郎
帰国之上ハ不法之斗等者及申家財向者箸耆本無脚躡相
渡亦道中并帰国之上ニ而も急度患之儀無之様仕い奉
申上いニ付 御上様々願人江被 仰ニ者右体相手の者
申居いへ者東三郎安穩ニ而帰国可致左いへば太助厄介
相離いへないかと被 仰ニ付願方々奉申上い儀者東
三郎安穩之帰国為致い様相成いへ、此上之儀ハ無御座
い乍恐奉申上い儀者東三郎村方帳外ニ致い子細ハ本人
ニ相尋いはねバ相分り不申い趣奉申上い処 御上様々
被仰ニ者左い得バ明日本人召連可罷出与被仰い依之
当日者双方引取り事

一同廿一日双方并本人とも罷出い処 御上様々被 仰い
ニ者松井町式丁目太助々味舌下村孫右衛門外三人相手
取同村東三郎難渋出入願上い趣意ハ東三郎立帰いへ、

村方ニ不法之取斗致い故得帰国不仕い趣を申太助方へ
東三郎便り居右ニ付而者同人家内迄も太助方へ追々参
り厄介を相懸ケ左い而者太助も難渋之事ゆへ東三郎安
堵ニ而帰国致い様願ニ付相手方呼出シ右之次第相糺い
処相手之者申ニ者以来入牢致させい様之儀者無申迄も
又家財之所も聊無脚躡改相渡猶帰国道中之処も諸入用
又ハ着用之物迄も患之儀無之様致供い而帰国為致い様
申いニ付右之趣太助江利解申聞いへば同人も東三郎安
堵之帰国ニ相成いへ、宜様申居い併其方歟太助ニ同居
致い東三郎歟与御尋ニ付左様ニ御座い与奉申上い所
御上様々被 仰ニ者右体之義ニ有之又太助々昨日双方
共申聞い利解も承りいてあろうを併東三郎其方いつか
ら村方出て居い与御尋ニ付去々子年七月十八日より国
元出八月に御当地北 御番所様へ御訴詔仕い処御利解
之上願書御下ケニ相成いへども何分村方へ立帰い処歟
此儘立帰い而者家名相続不相成いゆへ得帰国不仕い与
奉申上い処 御上様々被 仰ニハ其方領主之屋鋪江参

リハ所帰国可致旨被申付たてハない歟左すれば帰国可致之所何故帰国不仕ハ与被 仰ニ付其儀者私近国迄立帰リハ而承リハへ者村方ハ隠人足出し置私帰国見付ハ、直様御地頭へ連行入率為致ハ趣承リハニ付得帰国不仕又ハ御当地江立帰申ハ与奉申上ハハ 御上様ハ被 仰ニ者左ハハ、其趣領主江届ケ致ハ歟与被 仰ニ付其届ケ者得不仕ハ与奉申上ハハ夫ニ而ハ其方無念之次第ニ相当ハ与被 仰ニ付夫ハ 御領主江御届ケ不奉申上ハ義御返答申上ハハ処申立方難聞取趣にて被 仰ニハ村方出テ帰村延引ニ致居ハハ以書付奉申上ハ様被為 仰付ハ猶又相手方之儀者孫右衛門其方者真三郎より願之節者元庄屋孫右衛門で請置此度者所代官相勤居ハ趣奉申上ハ歟其方者拾ヶ年以前より織田豊前守家来ニ而所代官相勤居ハ儀を右躰之趣申上ハ儀者急度相調ハ与被 仰猶又前日被 仰渡通り之御利解も有之且又東三郎帳外之処領主ハ者十二月ハ行衛不相知趣を以除帳之訳申出ハ亦村方ハ九月ニ除帳ニ致ハ与申左ハハ

者領主之届ケを立れば村方之申立歟非や村方之届ケを立れば領主之申出歟非や何角返答相分リ不申睨与事分リハ答不致ハ何我等之身分ニ懸リハ与被 仰之上帳外之訳双方共以書付可奉申上旨被 仰渡依之右書付奉差上ハ儀当月廿四日迄御日延御断申上ハ而当日 御役所引取ハ尤右御日延御断者願方名主人相手方者止宿与双方罷出口上ニ而御断奉申上ハ也

右ニ付四月廿四日奉差上ハ書付左之通

上

本所松井町二丁目

伊兵衛地借

太 助

同人方止宿罷在ハ

東 三 郎

乍恐以書付奉申上ハ

一本所松井町二丁目伊兵衛地借太助同人方止宿罷在ハ織

田豊前守領分撰州嶋下郡味舌下村百姓東三郎兩人奉申
上ハ太助ノ右味舌下村元庄屋孫右衛門外三人江相懸リ
ハ出入去七月中御訴詔奉申上ハ當時御吟味中ニ御座ハ
処東三良義村方人別除帳ニ相成ハ趣意御糺ニ付右ハ深
川永代寺門前仲町定七店眞三郎ノ去々子年二月中東三
郎孫右衛門策次喜六四人相手取對馬守様御番所江奉出
訴同七月二日御差日之御尊判頂戴相付彼地ヘ持參仕ハ
ニ付大坂表ニ而地頭役人ノ一同被 召出多田屋善兵衛
方ニ止宿致居ハ処内濟方不伏ニ付直様七月上旬百姓東
三郎并頭百姓文治差添ニ而大坂東御奉行所ヘ御添翰奉
願上同村右文治与申者同道致同十八日出立仕其節東
三郎伯父京都住居山本内記与申者を以村役人共ヘ相断
置異ハ様申置翌八月月上旬御当地ヘ着仕 對馬守様御番
所ヘ御届申上ハ処最早濟口証文差上ハニ付取用ハ不相
成旨被 仰渡依之同月中太助方ヘ便リ參始末申聞ハ得
者一ト先地頭所ヘ罷出一鉢之始末申立ハ所帰村被申渡
ハ間無余儀帰村致シハ心得ニ而出立仕ハハども其儘村

方ヘ立帰リハ而者何様之謀斗致ハ哉も難斗与存右文治
而已帰村致ハ様申聞東三郎義ハ途中ノ猶又太助ヘ立帰
リハ処同十一月下旬頃太助方ノハ代人ヲ以彼地ヘ差越
東三郎分家幾右衛門与申者江懸合ハ処取斗方差支之趣
キ申ハニ付其儘帰府仕依之尚又去丑年三月中大助義自
身彼地ヘ罷越前書東三郎ノ相掛リハ砌東三郎代ニ相成
ハ豊三郎ヘ一鉢之始末懸合之上幾右衛門并村役人孫三
郎ヘ睨与東三郎義太助方ニ便リ參止宿致居ハ段相届ケ
置且又相手之者共も村役人之義ニ付夫々懸合仕度与存
參ハ処村方之者共多人数居合既ニ乱妨之鉢ニ付其上銘
々相手之もの共者他行之由ニ而面会も不致ハニ付孫三
郎ヘ出訴之趣相断ハハ者孫右衛門義先年ノ地頭所家来
ニ相成ハ義者不申聞右東三郎ノ相手取ハ趣意ニ而姓名
書等宜敷旨申之差出不申内濟之手段無之帰府仕ハ右鉢
度々彼地ヘ罷越東三郎身分止宿致居ハ段相断置ハを尋
方等閑置殊ニ太助方ニ罷在ハを弁居ナから欠落届地頭
所ヘいたし且又欠落届等仕ハハ、一応母貞広ヘ申聞相

談之上取斗い而可致義与存い所無余儀其後九月中ニ相成地頭所より人別除帳之趣申立左い而者全相手之者共村役人之義ニ付勝手ニ取斗俄ニ取拵いゆへ手違ニ相成村方之もの共申立い趣意与者地頭所より申立い始末与者齟齬いたし前書文治東三郎兩人共欠落拵与申立人別除帳ニ致い段一同馴合之取斗い与奉存い依之此段奉申上い以上

嘉永七寅年

本所松井町式丁目

四月廿四日

伊兵衛門地借

太 助印

右太助方ニ止宿罷在い

撰州嶋下郡味舌下村

百姓

東三郎印

家主

伊兵衛

御番所様

右之通書付奉差上い処書付被為 御取上成い上追而沙汰可致与被 仰渡いニ付当日双方共御役所引取い事

乍恐以書付奉申上い

一本所松井町式丁目家主伊兵衛地借太助厄介織田豊前守領分撰州嶋下郡味舌下村百姓東三郎奉申上い私領主役人并村役人共馴合悉非分之取斗ヲ以身上向横領可致手段取工可行方度無御座いニ付右太助方江便り相敷い所御訴詔致呉則 御尊判頂戴被 仰付難有仕合ニ奉存い依之相手御召出之上御吟味中ニ御座い処段々厚 御利解ヲ以一旦領主役所ニおゐて調可請旨被 仰付奉畏い得共元來領主不法非分之義者実父東三郎并兄常三郎時代ニも数度御座い所上下下ニ而無詮方相統罷在就中去ル子年深川永代寺門前定七店真三郎代清藏々不実出入与唱及御訴詔御尊判付ケ跡方無謂事共斗ニ御座い間御差日通り出府之上一々返答可仕心底之処領主役人中老千賀又兵衛殿郡奉行丹羽彦弥殿代官谷口次太夫殿并村

役人大坂表江出役之上何故敷数通証札相認其内田畑四拾石金千両銀百拾貫目内済銀可相渡様被申聞驚入□々申訳仕_レ共一円聞済無之終ニ者私印形押取右書付類調印其上一間江建^{連カ}込足輕を番ニ付置_レ而勝手自儘ニ私人人抔取拵北町御番所様江内済行届_レ段御届ケ申上_レ始末全不法非分之取斗重々敷ケ敷奉存_レ剩右済口証文江相認_レ銀高ト前書押取之証札銀高ト凡百拾貫目余相減_シ御座_レ左_レ得ハ右相違銀百拾貫目ハ其場江携_レもの横領仕_レ儀ニ_レ哉万事右様ニ而恐多

御公儀様相欺_レ位之族ニ御座_レ全私共此度厚御利解相背_レ義ニ毛頭無御座_レ得共此儘領主へ御引渡相成_レ而者調請_レ迄ニ前文田畑帳切者不及申家財迄取上_レ儀眼前之儀ニ_レ左_レ而者家名相続ハ差置母妻并家族諸共露途に立迷ひ突々可行_レ処無御座自然多人数渴命ニ拘_レり_レ程之仕合昼夜歎息難給依之先年南都町御奉行様之砌正路明白之奉蒙御裁許_レ儀も御座_レニ付悲歎之余り奉御裾縫_レ何卒出格之御憐愍ヲ以厚御賢察之上右

不法非分取工_レ者ども御糺被為成下安堵之帰村相成_レハ、御慈悲之程生々世々難有仕合奉存_レ以上

嘉永七寅年

本所松井町式丁目

月廿六日九

家主伊兵衛地借太助厄介

織田豊前守領分

撰州嶋下郡味舌下村

東三郎印

御番所様

家督出入之儀者其支配頭ニ而取捌_レ様享保度以来御定法ニ付右家督出入ニ類_シ義ニ付願人諸共領主方へ引渡可申段懸_レ中村治郎八様より被仰渡右ニ付段々御日延奉願上親類兩人出府之上左之通

欠込願

乍恐以書付奉申上_レり

一本所松井町式丁目家主伊兵衛地借太助厄介織田豊前守様領分撰州嶋下郡味舌下村百姓東三郎奉申上_レ私領主

役人并村役人共馴合悉非分之取斗ヲ以身上向横領可致手段取工可行方も無御座ハニ付右太助方へ便り相歎ハ所御訴詔致吳則 御尊判頂戴被仰付難有仕合奉存ハ依而相手御召出之上御吟味中ニ御座ハハ処段々厚御利解ヲ以一旦領主役所ニおゐて調可請旨被 仰付奉畏ハ得共元來領主不法非分之義者実父東三郎兄常三郎時代ニも数度御座ハハ処上ト下モニ而無詮方相統罷在就中去ル子年深川永代寺門前定七店真三郎代清藏ハ不実出入与唱及

御訴詔 御尊判付ケ跡方無謂更共斗ニ御座ハハ間御差日通出府之上ニ返答可仕心底之処領主役人中老千賀又兵衛殿郡奉行丹羽彦弥殿代官谷口次太夫殿并ニ村役人大坂表へ出役之上何故歎教通証札相認其内田畑四拾石金千両銀百拾貫目内濟銀可相渡様与申聞驚入ニ申訊仕ハ得ども一円聞濟無之終ニ者私印形押取右書付類調印其上一間江建連カ込足輕を番に付置ハて勝手自儘ニ私代人抔取拵北町

御番所様へ内濟行届ハ段御届ケ申上ハ始末全不法非分之取斗重々歎ケ敷奉存ハハ剩右濟口証文江相認ハ銀高与前書押取之証札銀高与凡百拾貫目余相減シ御座ハハ左ハへ者右相違銀百拾貫目者其場へ携ハいもの横領仕ハ義ニハ哉万事右様ニ而恐多

御公儀様相欺ハハ位之族ニ御座ハハ全私ども此度厚 御利解相背ハハ義ニ而者毛頭無御座ハハ得共此上領主へ御引渡相成ハハ而者調請ハハ迄ニ前文田畑帳切者不及申家財迄取上ハケハ儀眼前之儀ニ御座ハハ左ハハ而ハ家名相統ハ差置母妻并家族諸共露途立迷ハハ実々可行所無御座ハハ自然多人数渴命ニ拘ハハハ程之仕合昼夜歎息難給依之先年南都御奉行様之砌正路明白之奉蒙 御裁許ハハ儀も御座ハハニ付悲歎之余ハハ奉御裾縫ハハ何卒出格之御憐愍を以厚 御賢察之上右不法非分取工ハハ者ども当 御奉行様ニ而御糺被為 成下安堵之帰村相成ハハ、御慈悲之程難有仕合奉存ハハ以上

嘉永七寅年

織田豊前守領

十一月十五日

撰州嶋下郡味舌下村

東 三 郎

御番所様

前書欠込願仕ひニ付太助并親類ども御召出之上左之通

乍恐以書付奉申上ひ

一本所松井町式丁目伊兵衛地借太助奉申上ひ私共織田豊

前守様御領分撰州嶋下郡味舌下村元庄屋孫右衛門外三

人相手取ひ一件御吟味中私方ニ止宿罷在ひ右味舌下村

東三郎義引合ニ被 召出御糺奉受ひ所右出入之義ハ詰

り右東三郎家督筋ニ拘り儀ニ付此上御吟味難被及御

沙汰御規定之趣被 仰渡乍併格別之以 御慈悲東三郎

難儀不致様御地頭所へ御沙汰被下置同人并私をも御引

渡之上ト先地元ニ而御調請夫々御差出御吟味ニ可相

成段再応厚御説得之趣難有私義者奉承伏ひへ共東三郎

義兎角存迷ひ決心仕兼ひニ付是迄度々御日延御猶予奉

願上同人義大坂表親類共へ及状通呼下シ談判仕ひ処親

類共義も 御利解之趣奉恐入相弁催々東三郎へ申含ひ

得ども御地頭所へ御引渡被 仰付ひ而者糺明可仕事与

唯一途ニ懸念仕只今以頻リニ難波申唱如何様申含ひ而

も意得不仕当惑至極ニ奉存ひ畢竟私義者旧縁難点止東

三郎身分往々歎ケ敷右親族共行方ニ差支不便ニ奉存ひ

ニ付相手村役人共へ引合ひ次第を以奉出訴ひ所右様東

三郎心得違イ仕 御利解之趣承伏不仕愚昧之者ニ奉

恐入ひ儀ニ付此上私義者手離申度奉存ひ間何卒以 御

慈悲此段御聞濟被成下置ひ様奉願上ひ以上

嘉永七寅年

本所松井町式丁目

十一月十六日

伊兵衛地借

訴詔人 太 助

家 主 伊 兵 衛

五人組

御番所様

乍恐以書付奉申上ひ

一河州若江郡御厨村百姓太左衛門煩ニ付代俸益太郎同村

久左衛門奉申上ハ本所松井町式丁目伊兵衛地借太助ハ
織田豊前守様 御領分摂州嶋下郡味舌下村元庄孫孫右
衛門外三人相手取私共親類右味舌下村東三郎身分之義
ニ付難渋出入申立当

御奉行様江奉出訴 御尊判頂戴ハ一件御吟味中右東三

郎義引合ニ被 召出猶御亂御座ハ所右者同人家督筋江

相拘ハ儀に付此上御吟味之御沙汰難被及 御規定之趣

東三郎へ具ニ御了解被成下置其上格別之ハ 御慈悲東

三郎義難儀不致様御地頭所へ御沙汰被成下置則願人太

助とも御引渡之上ハト先御地頭所ニ而御調請夫ハ御差

出御吟味可相成趣是迄再応御了解被成下置ハ得ども東

三郎義右様相成ハ而者御地頭所御取斗之程を兎角懸念

仕一己ニ決兼追々是迄御日延御猶予奉願上同人より状

通を以申越ハ間私共義此度出府面談仕前段御了解之趣

承知仕奉恐入ハ付東三郎へ得与示談仕ハ得共屈状不

仕依之私共義も被 召出厚御沙汰之趣難有逸々奉承状

ハニ付猶また打寄東三郎へ精々申含ハへ共今以同様之

意存ニ而何分会得不仕御地頭所へ御引渡之義者難渋仕
ハ間猶当 御奉行様ニ御吟味被成下置ハ様奉歎願度旨
強く申之罷在奉恐入ハ次第ニ而私共義当惑仕ハ何卒以
御慈悲此上之義者御憐愍之御沙汰被成下置ハ様奉願上
ハ以上

嘉永七寅年

本所松井町式丁目

十一月十六日

伊兵衛地借太助

方ニ止宿罷在ハ

河州若江郡御厨村

百姓太左衛門煩ニ付

代 倅

東三郎 益 太郎
親類

同村百姓

久左衛門

御番所様

十一月廿四日御召出之上ハト先帰村申附ハ間其心得無

有之旨被 仰渡ハ

十一月廿六日御召出

相手方も御召出双方罷出の所東三郎一件度々召出し段々利解申付置のへ共会得不仕親類共出府致の迄日延之儀願出御聞濟被成下然ル所太助并名主出府之親類共御利解之趣奉承状東三郎へ□々申聞の得とも承状不仕旨其中東三郎が欠込願出依之猶親類共召出の所東三郎へ精々申聞の得とも承状不仕何分同人義存事寄も有之の義ニ付当 御奉行様ニ而御吟味被成下の様願出ニ付右之段 御奉行様へ伺遣のに今御沙汰者無之のへ共双方とも一ト先帰村申付来春御差紙ヲ以召出の尤当御番所又ハ大坂御役所表にて取捌の共何れ公辺におゐて御吟味被成の旨被 仰渡の

御懸り

中村治郎八様

乍恐以書付御歎願奉申上の

一本所松井町式丁目伊兵衛地借太助厄介織田豊前守領分

摂州嶋下郡味舌下村馬場家文書の研究 (四)

摂州嶋下郡味舌村百姓東三郎奉申上の私領主役人并村役人共一同馴合非道之取斗ヲ以私身上向横領可致手段悉ク取工可行方茂無御座のニ付太助方へ便り相歎の所無是非去々丑年七月御訴詔致し呉の処

御尊判頂戴被 仰付難有仕合奉存の依之相手之者共被御召出夫々御吟味中ニ御座の所何分非歎難給のに付去寅年十一月中奉歎願の所同廿六日相手之者共一同被

御召年内及月廻の故無余儀一先帰村被 仰付罷在の儀ニ御座の然ル所此度京都住居之由ニ而福井善藏与申者当月廿三日太助方へ罷越取扱立入勿論領主方へも私身分之儀程能申込置の趣ニ御座の尤同人住居身分之儀更々不存義に御座の得共取扱之義者至極心切ニ被申聞呉の得共取扱振合甚以不審ニ奉存の儀ニ御座の其訳ケ者私居村所持田地百六拾石余於同領田地八拾石余於他村拾六石惣ノ式百五拾六石余三ヶ年分作徳米致横領其外居宅并ニ建家諸道具書類等ニ至迄致横領剩去ル子年深川永代寺門前仲町定七店真三郎が御訴詔仕の節不法非

道之取斗仕濟口証文ニ印形押取致い始末も有之所此度

右善藏申聞いニ者同人取扱ヲ以右真三郎濟口銀の内江

当時銀式拾七貫目御領主ノ村方へ御下ケ可被遣様善藏

取斗致い間一先帰村之上家名相続可仕旨被申聞い段御

領主様思召之儀者難有仕合奉存い得共右様ニ而ハ取扱

之廉更々無之是迄右相手村役人共無謂一同馴合愚昧之

私与見掠ノ悪法取工私身代自儘致横領非道之取斗仕い

始末奉歎願い詮茂無御座いに付不得止事御歎願奉申上

い間何卒格別之御憐愍ヲ以右相手之者共被御召出右不

法非道之始末逸々御吟味被成下置いハ、難有仕合奉存

い以上

安政二卯年

本所松井町式丁目

三月廿七日

伊兵衛地借

太 助

右方止宿罷在い

摂州嶋下郡味舌下村

百姓

東三郎印

家主

伊兵衛印

御番所様

一卯年四月四日御領主家来松井町名主并太助東三郎御召

出ハツ時ニ吟味役所召出い

懸り中村様申渡左ニ

織田豊前守家来

留守居

牧野助一

松井町式丁目太助方ニ罷在い東三郎一件ニ付昨年中其

方殿方引渡可申い処本人ノ段々歎願致いニ付一応二応

之事ニいハ、聞捨ニ仕いへども再度之儀ニ付難聞捨然

ル所年内及月廻い殊ニ奉行所御多用ニ付一ト先帰国申

付い右之義及吟味い得者御家之御惑惑ニ相成申い義与

奉存い間其段 御達申置い昨日村上三弥召出し御達申

置い右一件ニ付吟味被願い歟又ハ内済被願い歟承可申
い

報ニ

二通 牧野助一

掛り中村様より

左いハ、得ケ様之義者山師ト申者付い事いハ、宜敷無
之い間逸ミケ様之義を御留守居方ニ而被取扱い而者御
来惑ニ奉察い間他人ニ而ハ不宜いニ付御家来之内ニ而
或者勝手懸リ与申者尤老^カ人御見立被成い□老^カ人此一件
懸合可仕い尤役所へも呼出し可申い角々之義者其元召

出可申い勿論縁かわへ罷出いものニ無之い而ハ不都合
ニ御座い帰宅之上思召ヲ以此者差出可申いト名前書両

三日御差出可被成い万端其者へ懸合可仕い尤何方ニお
ゐてケ様之懸合ト双方々逸々役所可申立い右ニ付去冬

帰国申付い相手之者共召出可申い孫右衛門義者御家来
之義故屋敷々御召出可被成い策次喜六豊三郎義者此方
々召出し可申い川つかへ等有之い義五月十二三日着之

差紙遣可申い左様御承知可被成い旨申渡

右同人報ニ

何分不勝手之趣ニ付宜敷御断申上い旨申立い

馬喰町式丁目

紀伊国屋永次良

昨年其元止宿被^カ在い撰州嶋下郡味舌下村策治代誰喜六
代誰豊三郎代誰差紙遣可申い間請書差出可申い尤策次
喜六豊三郎ト申遣可申い代人之義者村方之心得ニ而可
差出い事有之い

本所松井町二丁目

名主

大高六右衛門

太助

東三郎

家主

伊兵衛

一昨冬一ト先帰国申付い後御身より何与歟可申出い存居

い所双方より不申出いニ付於役所手付い夏出来不申い然
ル処東三郎主人家より内済之儀被願出い間内済懸合可仕
い右ニ付太助東三郎并身寄之者ニ而是迄益太郎杯罷出
い義有之い身寄之者不苦い名前書差出可申い尤於何
方ケ様之懸合ト申事逸々役所可申立い

助一席出い

此一件及吟味い時者双方怪我人出来い夏ニ相成畢竟家
名相統致度い義有之い間内済懸合可仕い右ニ付東三郎
江戸ニ者無之い間身代向之儀者承知不致い間右ニ付書
付致両三日中差出可申いは迄如何様懸合有之い尤御尋
御座い名主より申立い作徳米不残相渡銀式拾七貫五百匁
下可遣い旨懸合有之い所東三郎承知不致いト申立い時
□中印より右之趣ニ而承知不致い乍尤真三郎一件之儀
者如何仕い敷其義者其儘御座い夫ニ而者不相済い右証
文之儀埒明可申い様懸合可仕い勿論北之濟口之儀即今
可申出い時ハ一鉢之調ニ相成い間此義者外口のけ置懸
合可仕い心得違無之い様懸合可致い与被申渡い事

一五月十二日相手方代人不残着仕い事
一同十三日馬場孫右衛門屋敷着仕い其段箕輪方へ届有之
い事

一六月朔日東三郎親類太左衛門参着い事

乍恐以書付奉願上い

一本所松井町式丁目伊兵衛地借太助より撰州嶋下郡味舌下
村元庄屋孫右衛門外三人江相懸い一件当時御吟味中ニ
御座い所是迄厚御沙汰之趣奉恐入い得共兎角東三郎義
難渋ニ廻り御取用ひ難相成い夏共申立罷在い処此程同
人親類ニ而多羅尾久右衛門様御代官所河州若江郡御厨
村百性太左衛門義出府仕□物町亀次郎店旅人宿安兵衛
方ニ止宿罷在い間奉恐入い得ども同人をも猶被 召出
一件始末柄御調被成下置い様奉願上い以上

本所松井町二丁目

安政二卯年

伊兵衛地借

六月十二日

太 助

右太助方ニ止宿罷在い

東三郎

家主

伊兵衛

御番所様

一六月十四日相手方御差紙親類太左衛門御差紙本所松井

町別段御差紙不被下いニ付可召出い旨被申付い則左之

通

織田豊前守家来

懸役人

辻井礼助

同家来

相手 馬場孫右衛門

代人共三人

本所松井町式丁目

伊兵衛地借

太助

東三郎

伊兵衛

大高六右衛門

右取扱人

箕輪重兵衛

東三郎親類

百姓 太左衛門

右宿

安兵衛

一掛り中村様申渡 東三郎親類太左衛門罷出居申い歟

其元召出しい者此度東三郎一件ニ付領主方引渡可申い

所東三郎段々難渋之旨願出いニ付其段取調可申い処領

主方々内済仕度い旨申出いニ付任其意い右ニ付召出し

い義有之い本人啻人ニ而者迷惑も有之い間催々内済懸

ヶ合可仕い乍尤於公辺者内済相願申い訳ニ而者無之方

端取調可申い儀有之い得共願出い義故如斯い事

辻井礼助

一右同断

願人 太 助

兼而願被出_レニ付其段申付_レ如何懸合被致_レ欺御尋御

東三郎

座_レ所未懸合不仕_レ旨答_レ事 下方懸合_レ得共行届不

家主

申_レ哉存_レニ付右懸合之逸_レ承_レリ可申_レ如斯相成申_レ

伊兵衛

上者我儘之内濟者於 上御聞濟無_レ之間其心得_レ以早

親類

太左衛門

一六月十八日於万町柏木立会別紙記有之_レ

右宿

伊勢屋

一六月廿二日日延出日ニ付罷出申_レ

織田豊前守家来

安兵衛

懸役人

名主

大高六右衛門

辻井礼助

取扱人

馬場孫右衛門

箕輪重兵衛

相手

差添人 卷人

紀伊国屋

一右同断東三郎御召出し其元身代向調帳名主共より差出
申_レ右名前帳可差出_レ旨被申付_レ則田畑名寄帳二冊入

永次郎

御覽申_レ右之通所持致_レニ付相違無_レ之哉御尋ニ付相

本所松井町二丁目

違無御座_レ旨申答_レ

一右同断孫右衛門申渡_レ右之通相違無_レ之哉御尋ニ_レ所
他村之儀者不存_レ得_レとも居村之義ハ右之通ニ相違無_レ
之奉存_レ居宅之儀者所_レ封印仕有_レ之坪井村者外
方へ貸人ニ相成申_レ趣及承申_レ答_レ事右之通所持仕_レ
哉ニ而者相分不申_レ慥ニ答可申_レ右様之儀ニ而者御奉
行申上出来不申_レニ付村方^換地帳歟又ハ名寄帳持参可
仕_レ事

一右同断策次代者如何御尋ニ_レ所拙者代人_レ之儀故何事も
相弁不申_レ問委細之義ハ孫右衛門_レ申上_レ代人尋_レ者
本人之替故逸_レ請答仕可申_レ左様之義ニ而者下方懸合
者格別上之御用差支_レニ付殊寄_レハ、本人病氣_レハ
、駕籠ニ而召出可申旨被申渡_レ

一孫右衛門外三人共去子年深川_レ願立_レ真三郎一件ニ付
濟口銀九百五拾兩高反別四拾石高相渡_レト有_レ之右高
反別者如何相成_レ之哉御尋ニ_レ四拾石高者本人留守中
故相渡不申_レ其儘有_レ之対談濟口ニ而百拾貫目相渡_レ
答_レ所夫者大變事ニ_レ右様之儀段_レ御取調_レハ、其儘

ニ而者不帰_レ哉存_レ何も角も承知致居_レいはぬ所ニ花
も香も有_レ之_レ夏有_レ之_レ織田家ニ不限外_レニ而公辺御調
ニ而大ニ相違いたし_レ儀有_レ之_レ間能_レ重兵衛江示談可
致_レ

一礼助申渡右東三郎_レ申立_レ通御用達相違無_レ之哉一向
慥成答無_レ之_レ付右帳面下紙ニ致_レ相違無_レ之哉又者存
慮_レ之趣可申立_レ旨被申渡_レ夏

一重兵衛申渡右之次第故巨細ニ取調可申_レ旨被申渡_レ事
一東三郎申渡濟方銀之内三百五拾兩承知_レ旨ニ_レ右引当
ニ田地差入_レ之哉御尋ニ_レ三百五拾兩ハ承及_レ得_レとも田
地引当差入申_レ儀者無_レ之趣申答_レ事
右之趣ニ而荒_レ如斯_レ一流退散仕_レ事

一七月二日從相手方元名寄帳着不仕_レ趣以日延断_レ事
同九日出_レ

一同廿八日迄日延ニ相成申_レ

一同廿八日未帳面着不致_レ旨ニ而八月二日出ニ相成_レ

一八月二日辻井礼助帳面着不致_レ趣者全輕察之取斗公儀

江対し不敬之段蒙 御叱の大延引之訳からを従留守居

方可申立の旨被申の事

松井町方者追而召出し可申段被仰渡の事

右同断味舌下村所持高

一反別合の壹町三反歩

分米合拾七石壹斗四升壹合四勺

此宛米三拾壹石三斗三升壹合

凡此内訳

拾五石四斗貳升七合三勺

貳石貳斗貳升八合四勺

壹石七斗壹升四合

壹石八斗余

拾石壹斗余

作徳米

支配人の世話料遺分
小作人の引遣の見込

織田豊前守様領分味舌下村所持高
一反別合拾八町壹畝拾三步三厘

分米合百六拾五石八斗九升八合

凡此内訳

百三拾九石壹斗九升四合三勺

拾六石五斗八升九合八勺

九拾七石壹斗余

百三拾五石余

御收納米

支配懸引

豊凶之差別ニ付
小作人の引遣の見込

作徳米

右同断坪井村所持高

一反別合貳町七反貳畝三步

分米合三拾七石壹斗九升貳合五勺

此宛米合七拾七石六斗七升五合六勺

凡内訳

三拾三石四斗七升三合三勺

四石八斗三升五合

御收納米

御收納米

三石七斗壹升余

諸懸引

拾石三斗五升七合

小作人
引遣外見込

貳拾五石三斗余

作徳米

ノ

右同断味舌上村所持高

一反別合耆町六反九畝八步五厘

分米合貳拾石貳斗七升三合五勺

此宛米合五拾六石四斗八升貳合五勺

凡此内訳

拾八石貳斗四升六合三勺

御収納米

貳石六斗三升五合

諸懸引

貳石貳斗七合三勺

支配懸引

拾三石三斗七升余

小作人
引遣外見込

貳拾石貳斗余

作徳米

永井遠江守様御預り所

撰州嶋下郡新在家村之内

一反別合五反六畝拾貳步

分米合五斗六升四合

此宛米八石壹斗七升八合

凡此内訳

五斗六升四合

御収納米

七石六斗壹升四合

作徳米

右同断八坊村之内

一反別合耆反九畝六步

分米合貳石六斗八升

此宛米合七石四斗八升

凡此内訳

貳石六斗八升

御収納米

四石八斗

作徳米

仙石弥三郎様御知行所

同州同郡別府村之内

一反別合耆町耆反六畝拾八步五厘

分米合拾三石貳斗六升九合

此宛米合三拾石三斗五升貳合五勺

凡此内訳

六石八斗余

作徳米

七石五斗四合

惣反別合式拾六町四反三畝四步三厘

式石余

惣分米合式百六拾五石七斗七升四合三勺

式石

惣宛米合六百拾八石三斗式升六合六勺

式石三斗九升

支配懸引

作徳米 式百廿八石式斗壹升四合

拾七石四斗

作徳米

ノ

但四百三十坪

稲葉長門守様御領□

同州同郡正音寺村之内

一 居室敷者從米御年貢御免御除地ニ御座

桁行九間半 梁行五間

一 反別合七反八畝三步

但一切諸道具諸雜作別棟并下家とも

分米合拾石四斗三升五合

一 別建家壹ヶ所

桁行五間半 梁行四間

此宛米合拾八石八斗四升八合九勺

但諸雜作諸道具一切共有之

凡此内訳

一 居室統土藏壹ヶ所

桁行壹間半 梁行式間

七石三斗四合

御收納米

但諸書物一切入置

壹石三斗五升六合

諸懸引

一 同断土藏壹ヶ所

桁行三間半 梁行二間半

壹石四升三合

支配懸引

但衣類諸道具入置

式石三斗四升五合

小作人引遣見込

一 右同断土藏壹ヶ所

桁行三間 梁行二間

但諸道具類一切入置^ハ

一右同断土蔵^ケ所

桁行四間
梁行三間

但炭薪木類入置^ハ

一右同断土蔵^ケ所

桁行六間
梁行三間

但米穀入置^ハ

一屋敷外土蔵^ケ所

桁行二間半
梁行三間

但諸道具入置^ハ

一同断土蔵^ケ所

桁行六間
梁行三間

但材木類入置^ハ

一納屋^ケ所

桁行三間
梁行三間

但水車道具不殘入置^ハ

一同断^ケ所

桁行五間半
梁行三間

但是者物置ニ御座^ハ

ノ

建家^ケ所

土蔵^ケ所

納屋^ケ所

都合拾^ケ所

天明四辰年ノ嘉永四亥年迄

一銀七百四拾八貫百九拾^ノ弍^ノ弍^ノ分^三厘

鐵藏東三郎方ノ
御領主様へ差上^ハ
御用達金

此内

一銀七拾三貫九百六拾七^ノ弍^ノ三分^六厘

是者御証文
上切ニ仕^ハ分

此金凡千四百拾^弍兩

銀六百七拾四貫^弍百^弍拾^弍分^六厘^七厘 是ハ御用達金

此金凡老万五百三拾^四兩

右者元利共年々御下^ケニ相成^ハ咎ニ御座^ハ得共一切御

下^ケ金無^之也

文化十三年ノ嘉永五年迄

一銀^弍百九拾三貫六百八拾九^ノ弍^ノ三分

是者東三郎方ノ
真三郎実父八郎并
慶雲へ相渡^ハ分

此金四千五百八拾^八兩

一金百三拾三兩^弍朱

右同断

ノ金四千七百^弍拾^弍兩

弘化二巳年十二月

関法 第二七卷第一号

二四 (二二四)

一金五百兩

是者八郎身分ニ付
御領主御役人ニ
差出分

都合金五千貳百貳拾壹兩

織田豊前守領分
摂州嶋下郡味舌下村

一銀百三拾八貫九百貳拾四匁

是者東三郎ノ村方
并其外他村とも口
ニ貸付置分

頭庄屋策治煩ニ付

四分七厘

金右衛門印

此金貳千百七拾壹兩余

年寄喜六煩ニ付

一銀八拾貳貫八百匁

是ハ東三郎義
所ニ借財之分

常次郎印

此金千貳百九拾四兩余

百姓豊三郎煩ニ付

清兵衛印

右之通双方立合取調_レ所相違無御座_レ以上

織田豊前守家来

安政二卯年

本所松井町二丁目

馬場右衛門印

十二月

伊兵衛借地

差添人

願人 太 助印

辻井礼助印

右方罷在_レ

多羅尾久右衛門御代官所

摂州嶋下郡味舌下村

河州若江御厨村

東三郎印

引合人 太左衛門印

右伊兵衛煩ニ付代兼

御番所様

五人組 浅 吉印

〔一紙文書〕

安政四巳年四月廿日

兵 太[㊦]

覚

同人方ニ罷在^ハ

一金五拾兩也

真三郎[㊦]

右者対談金之内儘ニ受取申^ハ以上

町役人代

大坂高津新地

庄 助[㊦]

九丁目

味舌下村

周藏店

東三郎殿

解 説

本資料は、難渋出入と欠込願（駈込願）の訴状を中心とするものであるが、とくに難渋出入の訴状の次に評定所における奉行の審理の模様を記録しており、貴重な意味を有するものである、ということができる。また、本資料により、難渋出入と欠込願との間に深い関連のあることをつきとめることができた。この点も、従来は必しも明確でなかった欠込願の本質を明らかにする上に重要な意味を有する、といわなければならない。駈込訴について、小早川欣吾氏は「越訴の一種に駈込訴なる非合法的な訴状提出の名称を有する行為があった。駈込訴は駈訴とも称せられたが、駈込訴は訴権を拒否せられるのが原則である。」とのべられ、また「事件が『御代官手代江拘り難捨置儀』即ち『享和三亥年箱館奉行ノ評定所江問合之内』に『欠込願之儀公儀江拘り候儀に無之候ハ、取上申間敷候哉、但其外之儀ニ而も再応願出候節者取上ケ候様にも可致候哉』に対する下ケ札回答に『書面欠込願儀者不取上事ニ者候得共、公儀江

対候儀者勿論都而難捨置儀を申出候へ、御取上ケ、其余之願筋者何ケ度願出候とも御取上ケ無之方与存候中略、若其所之支配人等取斗方非分之儀も有之出訴を押置筋ニ候へ、其品ニ寄御取上ケ有之方与存候』とある様に、幕府の政務に關聯を有する重大事件の駈込訴は例外として受理されるのである。」とのべられている（『近世民事訴訟制度の研究』四四頁以下）。幕府の政務に關連を有する重大事件の駈込訴は例外として受理されるというのであるが、その根底に幕府の諸藩に対する、あるいは其所之支配人に対する内偵的監察的關心を満足せしめるという趣旨が存したことは、既に馬場家文書の研究(三)の解説において指摘したところである。それに対し、欠込願を事実上の再吟味への要請として利用しようとする意向が大坂周辺の豪農層に存したことが、本資料によって知られるのである。

馬場家文書の研究(三)の解説に示したように、大坂周辺の豪農層にかかる意向を真正面からうけとめた大坂町奉行川路聖謨は、幕府評定公事に対する痛烈な批判をこめて、馬場東三郎に対し、不法出入の出願への添翰を与えたのである。それにもかかわらず、日記によれば、嘉永五年八月十一日、再吟味は御定法にはない旨の申渡がなされている。

再吟味不受理の筋をとおしているのである。しかし、川路聖謨の添翰が無視しえざる力をもっていたことは、十四日の記事に『再吟味之義ハ御定法ニはづれ候義ニ而逆も取上ケ候事難為叶依而一ト先願下いたし其上又願方も可有之旨御内意御利解ニ付とくと勘弁之上御答可申上旨ニ而』とあることによって知られるのである。一般に再吟味について、

「旧事諮問録」は、次の如き問答を記録している。「○科人とがにんの方から再吟味を申立てて、再審をしてもらうという道はありませんか。◎それもなしとは言われませんが、まず言わせないようにしているのであります。◎然らば再審の道は全くありませんか。◎奉行には私曲のないものと見ているのです。種々下から訴えて『こういう吟味がございまして、こういう裁判を受けたけれども、これでは私共の村方が困る』などと大概は利害をいうのであります。それ

が賄賂でも取ったとかいうようなことになれば、吟味を仕直すのであります。○その時は再吟味を始める手続きというようなことがありますか。◎それはあります。けれども上から下がってくるものは、前の掛り役人は除いて、他の者に申付けるのであります。○上からそういうことを見つけて吟味させる時はそうでありましょうが、下からそういうことを探知して、これは賄賂を取ってこちらを非分にしたということから、再吟味を請求する道がありましたか。◎あります。そういう時は、その奉行がしくじるのであります。」すなわち、これによれば、下から再吟味を請求する道があったかという質問に対してあるとしながらも、具体的に如何なる方法をもって行われたかという点については、答えていないのである。下からの再吟味請求の道といっても、それが評定公事担当の幕府役人の『御内意』との関係においてのみ可能であったことは、先に示した十四日の記事によって明白である。しかも、かかる『御内意』がありながらも、東三郎が『御内意』の真意の判断に苦しんでいたことは、嘉永六年五月三日と推定される東三郎より母貞広宛の手紙によって認識しうる。——嘉永五年八月十四日、『御内意』を示唆しながらも、川路聖謨の添翰を附した不法出入・歎訴の訴状が願下ケとなる。これより嘉永六年七月難渋出入提訴までの期間が東三郎にとって最も困難な時期であった。大坂町奉行所における豪農層の主體的な活動とは対蹠的に幕府評定公事においては、公事宿が陰湿な指導的媒介的役割を果たしていたのである。——すなわち、右手紙の中に『種々心を懸ひ得共とても閑東ニ而者道付不申ひ重々無念千万奉存ひ依之一先帰国仕ひ歎奉存ひ得共帰国仕ひとも仕方無之ひニ付其上者少々聞合ひ箱訴仕ひ奉存ひ右箱訴之次第聞合申ひト奉存ひ其上參不申ひハ、御駕訴仕ひ地頭所引渡相成ひ一命捨ひ奉存ひ得共一命捨ひとも無益之始末命を捨ひ上御取調相成ひハ、よろしく御座ひ得共一命捨ひとも御取調ニ不相成ひ実無仕方夫々無申訳面目次第も無之ひ奉存ひ』とあり、箱訴や駕訴までも考えていたことがわかるのである。周知の如く、川路聖謨は、嘉

永五年九月十日、勘定奉行に就任し海防掛を兼任して幕府外交の重責をになうこととなる。しかし、彼は恐らくその意志を幕府評定公事担当のものに託したのであろう。公事宿遠野屋太助を介してと推定されるが、南町奉行所与力中村次郎八との緊密な連絡が可能となるにいたるのである。

嘉永六年七月難渋出入出訴、十一月六日八判が下され、翌嘉永七年二月二日評定所において審理が行われその後の審理は南御番所——南町奉行所与力中村治郎八によって行われている。この難渋出入の審理をへて東三郎による欠込願が行われるが、その間の事情は、本資料に『家督出入之義者其支配頭ニ而取捌ひ様享保度以来御定法ニ付右家督出入ニ類しゆ義ニ付願人諸共領主方へ引渡可申段懸り中村治郎八様より被 仰渡右ニ付段々御日延奉願上親類兩人出府之上左之通』として欠込願の願書その他の記録がつづいている。記録の上において、難渋出入と欠込願との間には、明らかに連続性が認められるのである。右記録では、家督出入であるから裁判管轄権は、其支配頭（芝村藩）にあるとしているが、右記録に先行する難渋出入の審理において、嘉永五年の不実出入の際の芝村藩の不正、さらにはこのたびの難渋出入に際して東三郎を人別除帳とする（しかも村方の届出と月日を異にすといった杜撰さが暴露されている）といった姑息な手段をとったことが摘発されて——支配頭たる芝村藩の裁許の無能ぶりが摘発されて、欠込願をせざるを得ない所以が伏線として示されているのである。難渋出入の審理が南御番所にまわされてから、嘉永七年四月廿四日付と同年九月廿六日付の『乍恐以書付奉申上ゆ』と題する二通の書付が提出されているが、その内の九月廿六日付書付と欠込願とは、同文である。しかも欠込願の日付は、嘉永七年十一月十五日である。この事実は、難渋出入と欠込願との間に必然的な関連の存することを明証するものである。これをもってみるならば、下からの吟味請求の道の具体的な方法の one が、難渋出入と欠込願の組み合わせであったことを確認することができるのである。ここに

において、馬場家文書の研究(三)資料に示した嘉永七寅年七月朔日付の礼金の目録——寺社御奉行大田撰津守様御刀身一腰代金拾五両、本多中務大輔様御刀身一腰代金拾五両、松平豊前守様御刀身一腰代金拾五両、安藤長門守様御刀身一腰代金拾五両、勘定奉行本多加賀守様御刀身代金拾五両、山村伊予守様御刀身一腰代金拾五両、江戸町御奉行池田播磨守様御刀身一腰代金貳拾五両正金七拾五両、右奥公用人水谷左衛門様御刀身一腰代金拾五両、同官治様御刀身一腰代金拾五両、井戸対馬守様御刀身一腰代金拾五両、江戸南懸与力東条八太夫様〔南御詮儀方〕御刀身代金拾両正金四拾両、大坂町御奉行佐々木信濃守様御刀身一腰代金貳拾五両、中村治郎八様〔南御詮儀方〕御刀身代金拾両正金四拾両、大坂町御奉行佐々木信濃守様御刀身一腰代金貳拾五両正金七拾五両——が重要な意味を示すこととなる。すなわち、実質的意義においても、難渋出入と欠込願との間には、必然的な関連が存したのである。馬場家文書研究(三)の解説において、非人の組織を利用した『公叟功者之者』の圧力に屈しやすい幕府評定公事の体質を問題としたが、右礼金の目録は、礼金の圧力にも屈しやすい幕府評定公事の体質をさらけ出しているのである。

右礼金の目録について、寺社奉行、勘定奉行のそれが拾五両であるのに対し、江戸町奉行百両、吟味方与力八十五両、五十両とあって、とくに吟味方与力に対する礼金が著しく高額であることに注目せざるをえない。評定公事について、平松義郎氏は「他領他支配関連の出入物の裁判は原則として評定所一座によってなされ、これを『評定公事』という。しかし、この場合は、目安を受理する管轄奉行が主任となって裁判するのであり、かつ、評定所で一座の奉行列座の中で行われるのは、冒頭初回の吟味と、最終回の判決告知だけである。しかし、奉行が相会する以上、他管轄の責任者と談合する機があった筈であるから、合議裁判の実質をもちうべきものであったといわねばならない。吟味物としては、『一座掛詮議物』と称する一座全員による札問があったが、例外的なものであった。」とのべられてい

る(「近世刑事訴訟法の研究」四三二頁)。本事案については、目安を受理した南町奉行池田播磨守(この人はかつて南都奉行としてもこの事件を審理するところがあつた)によって冒頭初回の吟味が行われ、しかも、その吟味は、訴訟当事者の確定を中心とするものであり(相手が摂州嶋下郡味舌下村元庄屋孫右衛門、頭庄屋策次、年寄喜六、百姓豊三郎として指名されていることは、前回不実出入の際の芝村藩内濟強要——暴力的強要の不当性が問題となつていゝることを示す)、以後の実質的審理は、南町奉行所吟味与力、とくに中村治郎八の手にゆだねられていることが、判明する。礼金の額は、右事実を裏から示唆しているのである。寺社奉行については、「百箇条調書」第一巻解題においてのべられた布施弥平治氏の「寺社奉行は司法事務の外に紅葉山火の番、紅葉山御宮御霊屋付坊主、紅葉山御高盛坊主・紅葉山御掃除組頭、神道方、御楽人衆、御連歌師、碁所、将棋所、右筆見などを管理したのであるし、幕末にいたるまで、本官は奏者番で、寺社奉行は加役であつた。つまり、寺社奉行は頻繁に交替したこと、老中・若年寄への陞進のために一度は経なければならぬ通路であつたこと、また加役であつたことなど多くの理由によつて、司法事務に精通するの時間もなく、またその意欲も必しも旺盛であつたとはいえない。」という指摘が参考となるのであろう。要するに、或る場合には幕府最高裁判所ともみなされうる評定公事の実質的審理が責任の帰属しない下級官寮たる吟味与力の手にゆだねられているという事実は、家産制的意味における行政的性格の裁判体制の最も極端な特色が評定公事そのものにあらわれていることを示すものであろう。吟味方与力の審理が書面審理を中心とするものであつたことは、奉行の諮問をこえた実質的内容にわたる書付を提出せしめていゝることをもつても判明するが、訴詔人の側も書面審理であらうことを前提とする抗儀をなしているのである。提出した『乍恐以書付奉申上』の二通の中の九月廿六日付の書付には『去ル子年深川永代寺門前定七店真三郎代清藏々不実出入与唱及御訴詔御尊判付ヶ跡方無謂

事共斗ニ御座ハ間御差日通り出府之上一々返答可仕心底之処領主役人中老千賀又兵衛殿郡奉行丹羽彦弥殿代官谷口次大夫殿并村役人大坂表江出役之上何故歟数通証札相認其内田畑四拾石金千兩銀百拾貫目内済銀可相渡様被申聞驚入色々申訊仕ハへ共一円聞濟無之終ニ者私印形押取右書付類調印其上連カ一問江建込足輕を番ニ付置ハ而勝手自儘ニ私代人抔取拵北町御番所様江内済行届ハ段御届ケ申上ハ始末全不法非分之取斗重々歎ケ敷奉存ハ剩右済口証文江相認ハ銀高ト前書押取之証札銀高ト凡百拾貫目余相減シ御座ハ左ハ得ハ右相違銀百拾貫目ハ其場江携ハもの横領仕ハ儀ニハ哉万事右様ニ而恐多御公儀様相欺ハ位之族ニ御座ハとあり、嘉永五年不実出入の際、芝村藩の暴力的強要によって作成された「差入申議定之事」と「済口証文」において、前者に「一当銀百拾貫匁云々、一銀六拾貫匁云々」とあり、後者「済口証文」に「九百五拾匁」（銀六拾貫匁に該当）とあって、記載に差引百拾貫匁の相違があることを問題とし、『其場江携ハもの横領仕ハ儀』（藩役人を含ももの横領）として抗議しているのである。この問題が難渋出入にひきつづいて行われた欠込願の審理の争点となるのである。

東三郎が欠込願を提出した際に、難渋出入の訴詔人太助より『乍恐以書付申上ハ』という書付が提出され、その末尾に『東三郎心得違イ仕御利解之趣承伏不仕愚昧之者ニハ奉恐入ハ儀ニ付此上私義者手離申度奉存ハ間云々』とあるのは、欠込願という非合法的訴えについては制裁の可能性があり、その連坐を免かれるために提出した書付と考えられるのである。

安政二卯年四月四日、御領主家来松井町名主并太助東三郎を召出し、吟味役所において、与力中村治郎八による審理が行われた。中村より織田豊前守家来留守居牧野助一に対し申渡がなされているが、その中に『本人ハ段々歎願致

いニ付一応二応之事ニハ、聞捨ニ仕ハへども再度之儀ニ付難聞捨」という文言のある点に注目するを要する。難渋出入・欠込願の組み合せが、事実上の下からの再吟味の途であることを示唆しているからである。

安政二年六月十四日、差紙をもって、織田豊前守家来懸役人辻井礼助、同家来相手馬場孫右衛門代人共三人、本所松井町式丁目伊兵衛地借太助東三郎伊兵衛大高六右衛門 右取扱人箕輪重兵衛 東三郎親類百姓太左衛門 右宿安兵衛が召出され、掛り中村治郎八より申渡がなされているが、その中に『此度東三郎一件ニ付領主方引渡可申ハ所東三郎段々難渋之旨願出ハニ付其段取調可申ハ処領主方ハ内済仕度ハ旨申出ハニ付任其意ハ」とあり、『領主方ハ内済仕度ハ旨申出ハニ付云々』というこれまた注目すべき文言が認められるが、吟味役所の一与力の審理において、領主方より内済を申出るといふ醜態をさらけ出す事実が存したことを確認しうるのである。かかる醜態をさらけ出さざるをえない理由は、右述した「差入申議定之事」と「済口証文」との間に差引百拾貫匁の相違があり、しかも領主方横領の事実が明白になったことによる、と考えられる。ひきつづいての同与力の申渡の文中に、『対談済口ニ而百拾貫目相渡ハ答ハ所夫者大變事ニハ右様之儀段々御取調ハ、其儘ニ而者不帰ハ哉存ハ何も角も承知致居ハハぬ所ニ花も香も有之ハ夏有之ハ織田家ニ不限外ニ而公边御調ニ而大ニ相違いたシハ儀有之ハ間能々重兵衛江示談可致ハ」とあり、領主方横領をほのめかしながら『いはぬ所ニ花も香も有之ハ』として、幕藩体制の連携的關係の維持という基本路線にvarietyないことを恩惠的に示唆しながらも、領主方よりの内済申出を契機とする示談をすすめているのである。この事件の決着を示す安政四巳年五月廿五日の「差上申済口証文」によれば、相違銀百拾貫目について東三郎より三百五十兩、六百兩(村役人立替)については東三郎より領主勝手向へ差出置いた金子の内村役人方へ追々請取り其余之分は領主方より追々村方へ相渡し、用達金五百兩もまた領主方より下ヶ渡すということになっており、領主方横領

金がはき出さしめられている。大坂周辺豪農層の法廷闘争は、幕府評定公事においても、極めて困難な途をたどりながらも、幕末という時期においては、一応その筋をとおしている、といわなければならない。夜明け前のかすかな光が認められると、いってよいかもされない。他方、嘉永五年の不実出入をなした訴詔人清蔵とその一味源吾両名は、牢死せしめられている。幕府評定公事の安易な責任転嫁の実態をそこに確認することができるのである。

(附記、本資料は、石尾の指示のもとに藤原が解説執筆し、解説は、石尾が構想し藤原の助言を得て石尾が執筆した。)